

労災保険関係成立票の記入について

労災保険関係成立票				
保険関係成立年月日	年 月 日			
労働保険番号				
工事期間	自	年	月	日
事業主の住所氏名				
注文者の氏名				
事業主代理人の氏名				

労災保険には単独有期事業と一括有期事業に分かれる。

請負金額 1.8億円未満かつ概算保険料が160万円未満 …… 一括有期事業

1.8億円以上または概算保険料が160万円以上 …… 単独有期事業

単独有期事業はその工事単独で労災保険に加入する

一括有期事業は年度内の工事を一括で処理する

- ① 保険関係成立年月日
 - 一括有期事業 ……会社設立当時、会社が保険関係成立届を労働基準監督署に届けた日。
【運用として、各工事の工事を着手した日でもかまわない ※労基署確認】
 - 単独有期事業 ……発注者との契約日ではなく実際工事を着手した日。その後着手した日から10日以内に届出。
- ② 労働保険番号 保険関係成立届に記されている番号
- ③ 工事期間 着工日～工事完了予定日(その工事について作業員が作業する期間で工期とは限らない)
- ④ 事業主の住所氏名 事業主の住所氏名
- ⑤ 注文者の氏名 注文者の氏名
- ⑥ 事業主代理人 労災保険代理人選任届により、代表者の代理として労災保険の手続きをした人を記入する。
代表者名で労災保険の申請手続きをしていれば、事業主代理人の欄は空欄となる。
(注意) 事業主代理人は現場代理人とは異なる。ただし、単独有期事業において労災保険代理人として現場代理人が手続きすれば、現場代理人が事業主代理人となる。